

雇児福発 0331 第 5 号
平成 29 年 3 月 31 日

各都道府県婦人保護事業主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JK ビジネス」問題等
に関する緊急対策について

平素より、婦人保護事業の推進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。
す。

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JK ビジネス」問題等は「女性に対する暴力」に当たる重大な人権侵害で、女性活躍の前提となる安全・安心な暮らしの基盤を揺るがす問題であり、政府を挙げて根絶する必要があります。

特に、年度当初は、進学、就職等に伴い若者の生活環境が大きく変わる時期で、こうした被害に遭うリスクが高まることも予想されることから、新たな被害者を生まないため、また、万が一被害に遭われた方を支援するため、本日開催された、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JK ビジネス」問題等に関する関係府省対策会議」（別紙 1 参照）において、政府としての「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JK ビジネス」問題等に関する緊急対策」（以下「緊急対策」という。別紙 2 参照）をとりまとめたところです。

緊急対策の中で、本年 4 月を「AV 出演強要・「JK ビジネス」等被害防止月間」として位置づけ、政府一体となって、必要な取組を緊急かつ集中的に実施することとしております。各都道府県におかれましては、緊急対策の内容を踏まえ、特に下記についてご留意の上、適切にご対応いただくようお願いします。

また、本通知の内容について、管内の市区町村、関係機関への周知方をお願いします。

この通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 相談窓口の整備

注意喚起を図るための広報サイト（別紙 3 参照）を内閣府が新設すること

としており、主な相談窓口の一つとして、各都道府県の婦人相談所も含まれている。

このため、相談件数の増加が見込まれるが、各都道府県におかれては、相談に適切に対応していただくとともに、各都道府県等のホームページ等を活用して、婦人相談所においていわゆるアダルトビデオ出演強要や「JK ビジネス」による性暴力被害に関する相談を受け付けている旨の周知をお願いする。

また、性暴力被害を受けた女性に対し、保護・支援が必要な場合は適切に一時保護や心理療法担当職員等による心理的ケアを行っていただくよう、改めて徹底をお願いする。

2. 関係機関、民間支援団体等との連携

いわゆるアダルトビデオ出演強要や「JK ビジネス」による性暴力被害者からの相談については、事案に応じて適切な関係機関（内閣府広報サイトに掲載の相談窓口参照）を案内するなど、関係機関や民間支援団体と連携を図りながら適切に対応していただくよう、改めて徹底をお願いする。

3. その他

「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」における取組の実施状況や相談件数等については、速やかなフォローアップを実施することとしているので、了知いただきたい。

なお、フォローアップの方法等については、追って通知する。

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等
に関する関係府省対策会議の設置について

平成29年3月21日
関係府省申合せ

1. 女性に対し、本人の意に反していわゆるアダルトビデオへの出演を強要する問題やいわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業により、児童が性的な被害に遭う問題など若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題が深刻な状況にあることを踏まえ、関係府省が連携して対策を実施するため、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。
2. 対策会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長	内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
議長代理	内閣府男女共同参画局長
構成員	内閣府大臣官房政府広報室長
	警察庁生活安全局長
	消費者庁次長
	総務省大臣官房総括審議官
	総務省総合通信基盤局長
	法務省大臣官房司法法制部長
	法務省刑事局長
	法務省人権擁護局長
	文部科学省生涯学習政策局長
	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
3. 対策会議は必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
4. 対策会議の庶務は、内閣府男女共同参画局において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、対策会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する緊急対策 (平成29年3月)

趣旨

- いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等は、「女性に対する暴力」に当たる重大な人権侵害であり、女性活躍の前提となる安全・安心な暮らしの基盤を揺るがす問題であるため、政府を挙げて根絶する必要。
- 特に年度当初は、進学、就職等に伴い若者の生活環境が大きく変わる時期で、こうした被害に遭うリスクが高まることも予想されることから、新たな被害者を生まないため、また、万一被害に遭われた方を支援するため、東京都ほか大都市圏等を中心に、必要な対策を緊急かつ集中的に実施する。



集中月間(本年4月)

- 本年4月を「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」に設定。

※関係府省は相互に連携しつつ、政府一体となって、必要な取組を緊急かつ集中的に実施。

【具体的な取組(主なもの)】

1 取締り等の強化

- 各種法令を適用した厳正な取締り等の推進
・スカウト行為への指導・警告、厳正な取締り
- 「JKビジネス」稼働児童等に対する街頭補導等の実施
・大都市における一斉補導 等
- 関係法令に基づく積極的な立入調査の実施
- 「JKビジネス」の禁止等に関する条例制定等の支援

2 被害防止のための教育・啓発の強化

- 様々な機会や媒体を活用した広報・啓発の充実
・啓発サイトの新設、都下における街頭キャンペーンの実施
・政府広報、ホームページ、SNS等を活用した広報
- 大学・高校等における被害防止教育の実施
・女子大学生対象のシンポジウムの実施、被害防止教育の実施

3 相談体制の充実

- 様々な機会や媒体を活用した相談窓口の積極的な周知
- 関係機関等への協力の呼びかけ

- 集中月間の取組の実施状況や相談件数等について速やかにフォローアップを実施。
その結果も踏まえ、5月中旬を目途に、今後の取組方針を策定。

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する緊急対策

平成29年3月31日

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議決定

近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や、いわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業により児童が性的な被害に遭う問題などが発生しており、若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にある。

言うまでもなく、こうした問題はいずれも「女性に対する暴力」に当たる重大な人権侵害であるとともに、女性活躍の前提となる安全で安心な暮らしの基盤を揺るがす問題であるため、政府を挙げて、その根絶に取り組む必要がある。

特に年度当初は、進学、就職等に伴い若者の生活環境が大きく変わる時期であり、こうした被害に遭うリスクが高まることも予想されることから、新たな被害者を生まないため、また、万一被害に遭われた方を支援するため、東京都ほか大都市圏等を中心に、以下のとおり、必要な対策を緊急かつ集中的に実施する。

1 「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」の新設

本年4月を「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」（以下「集中月間」という。）と位置付け、当該期間中、関係府省は相互に連携しつつ、政府一体となって、2に掲げるとおり、スカウト行為に対する指導・警告、厳正な取締り、「JKビジネス」稼働児童の一斉補導や店舗に対する立入調査等を実施するとともに、SNS等を活用した広報、街頭キャンペーンやシンポジウムの実施、被害防止教育の実施、相談窓口の周知等の取組を緊急かつ集中的に実施する。

2 具体的な取組

(1) 取締り等の強化

① 各種法令を適用した厳正な取締り等の推進

- ・ アダルトビデオ出演強要に至るきっかけについては、街中でのスカウトによる勧誘が目立つことから、主要な駅や繁華街等の路上等で行われるスカウト行為に対し、迷惑防止条例、軽犯罪法等の関係法令に基づき、指導・警告を行う。（警察庁）
- ・ 関係機関等とも連携し、関係機関等から警察に提供のあった情報も踏まえ、アダルトビデオ出演強要問題については、強姦罪、強要罪、労働者派遣法等の、「JKビジネス」問題については、労働基準法、児童福祉法等の各種法令を適用した厳正な

取締りを推進する。(警察庁、法務省)

② 「JKビジネス」稼働児童等に対する街頭補導等の実施

- ・ 「JKビジネス」の存在が確認されている地域においては、同営業において稼働する児童等に対する街頭補導を積極的に実施し、「JKビジネス」の有害性・危険性について指導・助言を実施する。特に、当該営業が多く見られる大規模な繁華街等を擁する大都市においては、一斉補導を実施するなど効果的な対策を講ずる。

また、「JKビジネス」に関連して性犯罪等の被害に遭った児童に対しては、迅速な保護を図るとともに、専門的な知識や技能を有する警察職員等によるカウンセリングの実施等の継続的な支援を実施する。(警察庁)

③ 関係法令に基づく積極的な立入調査の実施

- ・ 「JKビジネス」の店舗に対して、関係法令に基づく積極的な立入調査を実施する。(警察庁)

④ 「JKビジネス」の禁止等に関する条例制定等の支援

- ・ 平成29年3月30日に、東京都において、「JKビジネス」営業の禁止等について規定した「特定異性接客営業等の規制に関する条例」が成立したことから、当該条例の円滑な施行に向けた適切な支援・助言等を行うとともに、こうした取組が進むよう、大都市圏を抱える地方公共団体を中心に、これらの先行的な取組について周知する。(警察庁)

(2) 被害防止のための教育・啓発の強化

① 様々な機会や媒体を活用した広報・啓発の充実

- ・ 内閣府男女共同参画局のホームページに、アダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題について注意喚起を図るためのサイトを新設する。(内閣府)
- ・ 関係機関や自治体等と連携の上、アダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」に関する被害防止を呼び掛ける街頭キャンペーン等を東京都下において実施する。(内閣府、警察庁)
- ・ 各府省や関係機関等のホームページ、SNSを始めとした各種広報媒体や政府広報を活用し、アダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」に関する被害防止のための広報・啓発を実施する。(内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省)

② 大学・高校等における被害防止教育の実施

- ・ 女子大学生を対象としたアダルトビデオ出演強要問題に関する被害防止を呼び掛けるシンポジウムを東京都下において実施する。(内閣府)
- ・ 大学・高校等において、入学・進学時等におけるオリエンテーションの機会等を活用し、被害防止教育を実施する。(警察庁)

(3) 相談体制の充実

① 様々な機会や媒体を活用した相談窓口の積極的な周知

- ・ アダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題に関し、集中月間を実施し、相談を受け付けていることについて、各府省や関係機関のホームページ、SNSを始めとした各種広報媒体や政府広報を活用し、以下のとおり、集中的に周知する。その際、プライバシーに配慮することや安心して相談ができること等を併せて周知する。

ア 警察相談専用電話「#9110」等の相談窓口の案内サイトの新設（内閣府）

イ 全国に設置している警察相談専用電話「#9110」、都道府県警察の本部、警察署、交番等の相談窓口の案内（警察庁）

ウ 日本司法支援センター（法テラス）において、相談窓口の案内、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介などの犯罪被害者支援を実施していることの周知（法務省）

エ 「女性の人権ホットライン」、「子どもの人権110番」等を含む法務省の人権擁護機関の各種相談窓口や、性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報について削除依頼方法の助言等必要な支援を行っていることの周知（法務省）

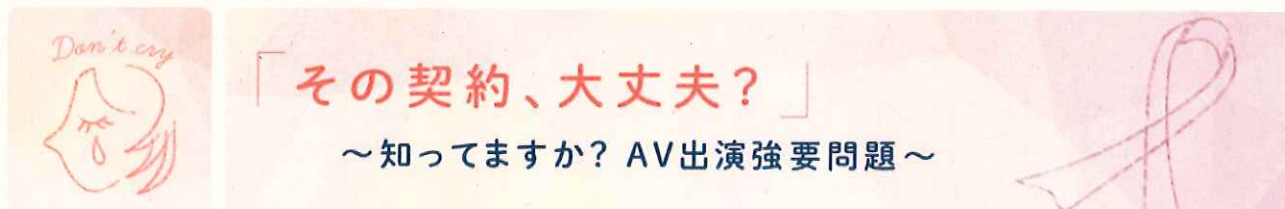
オ 各都道府県の婦人相談所において「アダルトビデオ出演強要」や「JKビジネス」による性暴力被害に関する相談を受け付けていることについて厚生労働省や各都道府県のホームページ等への明記・周知（厚生労働省）

② 関係機関等への協力の呼びかけ

- ・ 関係機関、都道府県等に対し、国と協力して、それぞれの機関等において取組を実施するよう、呼びかける。特に、東京都下においては都所管の相談機関において適切な対応がとられるよう、必要な支援、助言等を行う。（内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省）

3 集中月間のフォローアップ

本年4月の取組の実施状況や相談件数等については速やかにフォローアップを行い、その結果も踏まえ、同年5月中旬を目途に今後の取組方針を策定することとする。



「モデル・アイドルになりませんか・・・」と声をかけられた、「高収入アルバイト」に応募した。その後、聞いていない・同意していない、性的な行為等の「写真」や「動画」の撮影をされた...

近年、モデルやアイドル等の勧誘等を装い、それをきっかけに若い女性が性的な被害を受ける問題が発生しています。

本年4月は、AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間です！

もう、一人で悩まないで。相談できる場所があります。

プライバシーに配慮し、秘密は厳守します。安心して御相談ください。

01 「違約金を払え」、「親や学校にバラす」と言われ、性的な行為を強要されるなど・・・手口はさまざまです。

こんな被害が起きています



モデルやアイドルのスカウトや、高収入アルバイトへの応募をきっかけに、性的な行為を強要される事例が発生しています。



02 あなたが被害にあわないためにできること、知ってほしいことがあります。

被害にあわないために



あなたや大切な人が被害にあわないために、できること、知っておいて欲しいことがあります。



03 被害にあって困っている...どこに相談すればよいかわからない...

相談窓口



モデルやアイドルのスカウトや、高収入アルバイトへの応募をきっかけに、性的な行為を強要されるなどの被害にあった方が相談できる窓口を掲載しています。



※ 「JKビジネス」に関する内容は準備中。

[このページの先頭へ](#)





検索

[検索の使い方](#)

[内閣府ホーム](#) > [内閣府男女共同参画局ホーム](#) > [主な政策](#) > [女性に対する暴力の根絶](#) > [若年層を対象とした性的な暴力の啓発](#) > 01 こんな被害が起きています



「その契約、大丈夫？」

～知ってますか？ AV出演強要問題～

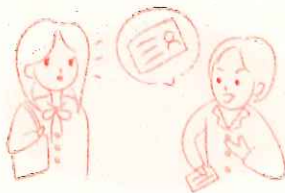


01 このようなことで困っていませんか…？ こんな被害が起きています



主な被害事例（このようなことで困っていませんか…？）

街でモデルやアイドルにならないかと誘われ、個人情報教えてほしいと言われた。教えても大丈夫？



事例

- 街でスカウトに声をかけられ、しつこく迫られたのでSNSの連絡先を交換した。その後、紹介してもらった事務所は、アダルトビデオへの女優を派遣しているブロダクションだった。

「絶対バレない」、「顔は映さない」等と言われて、アダルトビデオへの出演を求められた。本当に絶対バレない？



事例

- 「絶対にバレない」、「顔は映さない」、「目線を入れる」と言われアダルトビデオに出演したが、販売された映像には顔がはっきりと映っており、友人・知人に知られてしまった。

「高収入!」、「チャットで話すだけ」、「パーツモデル」というアルバイトの募集広告を見つけた。応募しても大丈夫？



事例

- 「高収入」「アルバイト」でインターネットで検索して見つけた募集広告から応募したところ、アダルトビデオの撮影だった。
- チャットで会話するだけの仕事と聞いていたが、画面越しに裸になったり、性的なことをするよう要求された。
- パーツモデルの仕事もあると聞いていたが、実際にはアダルトビデオの仕事だった。

書類（登録書、同意書、承諾書、契約書等）にサイン（署名）するよう求められた。書類に書いてある内容はよく分からなけれど、サインしても大丈夫？

書類にサインをしてしまった。もう、断れないのかな？もし断ったら、ペナルティーとして違約金を要求されたりするのかな？

街でテレビ番組の撮影に協力して欲しいと声をかけられ、アンケート用紙記入のために、近くの車まで来て欲しいと言われた。ついて行っても大丈夫？



事例

- 「単なる登録だから」と言われてサインした書類は、実はアダルトビデオへの出演契約書だった。
- 契約書の言葉が難しく、プロダクションの簡単な説明を信用し、サインしてしまった。その後、アダルトビデオに出演させられた。

事例

- 契約時に聞いていない性的な行為をするよう求められ、「撮影に行きたくない」、「辞める」というと、「契約しているから無理」、「撮影現場やスタッフの費用がかかっている」等と言われ、多額の違約金を請求された。

事例

- 街で「テレビの番組の撮影に協力して欲しい」と声をかけられ、近くに止めてあった車に移動して書面にサイン等をしていたところ、性的な行為の写真や動画の撮影が始まった。

主な被害事例（その他）

【アダルトビデオへの出演とは知らなかった・・・】

メンズモデルの仕事だと言われ事務所に行くと、アダルトビデオの撮影だった。断ることができず、撮影に応じた。その後、ネット上でビデオが販売されてしまった。

【聞いていないことを求められた・・・】

「モデルになれる」「君を有名にしてあげる」「芸能界とパイプの太い人を紹介する」と言われ、アダルトビデオへの出演を求められた。

【サインしてしまった・・・】

契約書が英語で何と書いてあるかわからず、「大丈夫だから」と言われサインをした。支援団体に繋がってからそれが無修正のアダルトビデオに出る事に同意する内容のものだという事が分かった。

【販売され、広範囲に流通してしまった・・・】

特定の店舗やサイトのみで販売されると言われて撮影されたのに、SNSなどで大々的に宣伝され、インターネット上で出回っていた。

【断れない・・・】

アダルトビデオには出演したくないと伝えても、「撮影現場の人たちは何か悪い事をしているの?」と、自分が職業に対する差別をしているようなことを言われ、断れなかった。

食事をおごってくれたり、悩みを聞いてくれたのに迷惑かけられないと思い、嫌だと思った仕事も受けなければいけないのかと思うようになっていった。

場所が分からない撮影現場に連れて行かれ、「無理です」と言っても、誰も聞く耳を持たず、自分が首を縦に振らない限り何も変わらない状況で、出演せざるを得なかった。

【参考】内閣府「若年層を対象とした性暴力被害等の実態把握のためのインターネット調査」（平成29年2月）より

※調査の詳細は、内閣府男女共同参画局のホームページを御覧ください。

「若年層を対象とした性暴力被害等の実態把握のためのインターネット調査」（平成29年2月）

参考資料 [PDF:1800kb]

モデル（※1）・アイドル等の勧誘経験について
(n=20,000)

モデル・アイドル等の勧誘等を受けた後の対応(契約の有無)(n=2,575)

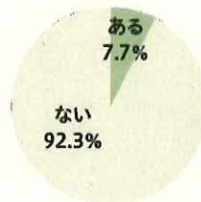
契約時に聞いていない・同意していない性的な行為等の要求について(n=197)

契約時に聞いていない・同意していない性的な行為等の要求について(n=53)

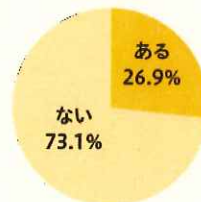
01 こんな被害が起きています - 内閣府男女共同参画局



ある(n=4,840)、ない
(n=15,160)



ある(n=197)、ない
(n=2,378)



ある(n=53)、ない(n=144)



ある(n=17)、ない(n=36)

※1 雑誌モデル、読者モデル、グラビアモデル、カットモデル等

※2 例えば、次の(1)~(2)の状態や様子の撮影・チャット等への出演

- (1)水着・下着・露出度の高い衣服等を着用した状態
- (2)水着・下着・露出度の高い衣服等の一部またはすべてを脱いだ状態
- (3)性行為や胸・性器を触られる様子

【調査概要】

- 調査期間：平成28年12月
- 調査対象：15歳（中学生を除く。）から39歳までの女性（調査委託業者のモニタ会員）
- 有効サンプル数：

事前調査 20,000人（内訳10代：3,497人、20代：7,269人、30代：9,234人）

本調査 2,575人（内訳10代：515人、20代：1,030人、30代：1,030人）

※本調査は、事前調査においてこれまでに次のいずれかの経験が「ある」と回答した者（5,248人）を対象に、有効サンプル数を上記のとおり設定し、実施したものです。

- 「モデル（雑誌モデル、読者モデル、グラビアモデル、カットモデル等）やアイドル等にならないか」、「オーディションを受けないか」、「雑誌・テレビ番組等の撮影に協力して欲しい」との声かけや勧誘を受けた経験
- モデルやアイドル等のアルバイトの募集広告（雑誌、ウェブ広告、屋外での広告）に応募した経験

02 被害に
あわないために

03 相談窓口

ホームへ戻る

[このページの先頭へ](#)



男女共同参画とは

[「男女共同参画社会」って何だろう？](#)

[法律](#)

[基本計画](#)

[男女共同参画に関する予算](#)

[男女共同参画白書](#)

[成果目標・指標](#)

[シンボルマーク](#)

[用語集](#)

主な政策

[女性の活躍促進](#)

[女性の活躍状況の「見える化」](#)

[ポジティブ・アクション](#)

[仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）](#)

[女性に対する暴力の根絶](#)

[男性にとっての男女共同参画](#)

[地方との連携](#)

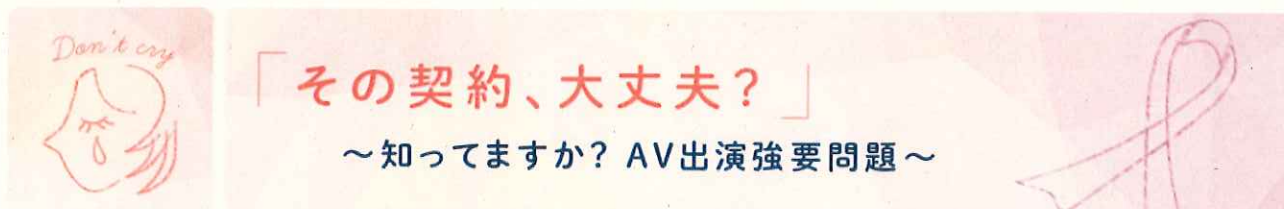
[災害対応](#)



検索

検索の使い方

[内閣府ホーム](#) > [内閣府男女共同参画局ホーム](#) > [主な政策](#) > [女性に対する暴力の根絶](#) > [若年層を対象とした性的な暴力の啓発](#) > 02 被害にあわないために



02 新たな被害者を生まないためにできること、知って欲しいことがあります 被害にあわないために

大丈夫かな……。



どうしよう……。

被害にあわないために（被害の未然防止・拡大防止のためにできること）

【勧誘された】

Q1

街で「モデルやアイドルに興味はありませんか」と勧誘された。

A1

街で「モデルやアイドルに興味はありませんか」と勧誘された際は、相手の名刺をもらう、または名前や事務所名を聞き、一度家に持ち帰って考えましょう。考える時間を十分に与えられず、その場でしつこく話しかけられる場合は、怪しい事務所の可能性が高いかもしれません。モデルやアイドルのスカウトをきっかけに、アダルトビデオへの出演を強要される場合もあります。

Q2

学校の友達から、高収入のアルバイトを紹介された。すこし怪しいと思ったが、断ると気まずくなるし、友達だからそんな変なことはしないとついアルバイト登録をした。

A2

友人・知人からの勧誘だからといって、安心はできません。実際に信頼している友人や知人に勧誘され、性的な仕事を紹介され、断れず辞められなくなってしまったという事例もあります。友人・知人からの勧誘の場合、断りにくかったり、信頼してしまいがちですが、自分が少しでも不安に思うことや、イヤだと思うことは断りましょう。

【個人情報の提供を求められた】

Q3

書面にサインするよう求められた。

A3

業者は、あなたがサイン等をしなくてはいけないような雰囲気を作ったり、考える間を与えないようにサインさせようとします。内容がよく分からなかったり、不安がある場合は家に持ち帰ってよく考えてみたり、イヤだなと思ったら、サインをせずに断りましょう。

Q4

学生証などの身分証明書のコピーを取らせて欲しいと言われたり、住所、氏名、学校名、電話番号、メールアドレス、SNS・LINEのアカウントなどを教えて欲しいと言われた。

A4

個人情報の提供を求められても、気軽に住所・氏名・電話番号・メールアドレス・SNSのアカウント等を教えたり、身分証明書を渡さないようにしましょう。あとで、「親や学校にばらす」等脅される危険性もあります。もし、断れずに個人情報を知られてしまい、相手から連絡（メール、電話、LINE）がきた場合は返答する必要はありません。無視しても、しつこく連絡がきたりして不安になったときは、相談窓口にご相談しましょう。

【契約した（書類にサインした）】 【撮影された】

Q5

出演を断ると「ペナルティが発生する」、「違約金を払え」と言われた。

A5

違約金を払わなくてもよい場合もあります（違約金を支払わなくてもよいとされた裁判例もあります。）。未成年（20歳未満）の場合は、保護者の同意のない契約は原則取り消すことができます。その場合、出演したり、違約金を支払う義務はありません。出演を強要されたり、違約金の支払いを求められた場合は、まず、相談してください。

Q6

「絶対に家族や友人にバレることはない」、「年間に多くのアダルトビデオやアダルト雑誌が発売されているので、バレない確率の方が高い」と言われた。

A6

「絶対バレないから大丈夫」と言われても信じないようにしましょう。「絶対にバレない」と言われても、実際にはあなたの顔がはっきりとわかる形で宣伝・販売され、知人などにも知られてしまい、悩む人も多いと言われています。動画や写真が一度インターネット上に出回ってしまうと、広く拡散され、すべてを削除することは困難です。たった一度だけ撮影した動画が、本人の了承もなく、10年以上もインターネット上に出回る場合もあります。

Q7

撮影された性的な行為等の画像がインターネット上で出回っている。

A7

専門機関や団体の支援により削除できる場合があります。実際に少しずつ削除し、インターネット上からほとんど画像や動画が消えた事例もあります。早めの対応が効果が高いと言われています。まずは、相談してください。

01 こんな被害が
起きています

03 相談窓口

ホームへ戻る

[このページの先頭へ](#)



男女共同参画とは

[「男女共同参画社会」って何だろう？](#)

[法律](#)

[基本計画](#)

[男女共同参画に関する予算](#)

[男女共同参画白書](#)

[成果目標・指標](#)

[シンボルマーク](#)

[用語集](#)

主な政策

[女性の活躍促進](#)

[女性の活躍状況の「見える化」](#)

[ポジティブ・アクション](#)

[仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）](#)

[女性に対する暴力の根絶](#)

[男性にとっての男女共同参画](#)

[地方との連携](#)

[災害対応](#)

推進本部・会議等

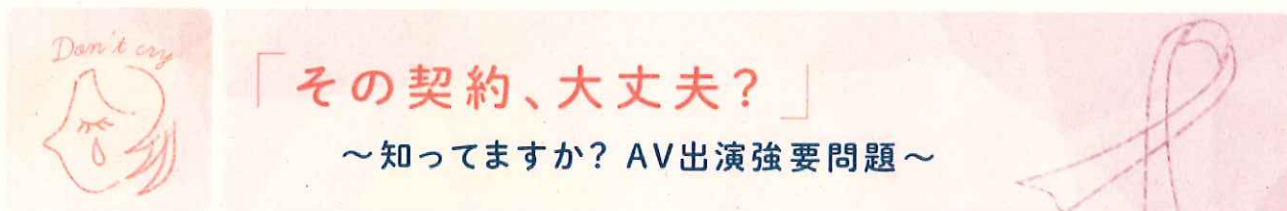
[男女共同参画推進本部](#)

[男女共同参画会議](#)

[専門調査会](#)

[検討会](#)

[男女共同参画推進連携会議](#)



03 被害にあつて困っている…どこに相談すればよいかわからない…相談窓口



安心して相談できる窓口があります。困ったときは、まず相談してください。

主な相談窓口

- [【最寄りの警察署】](#)
[【警察相談専用窓口（#9110）】](#)
[【女性センター】](#)
[【日本司法支援センター（法テラス）】](#)
[【婦人相談所】](#)
[【児童相談所】](#)
[【女性の人権ホットライン】](#)
[【子どもの人権110】](#)
[【総合労働相談コーナー】](#)
[【違法・有害情報相談センター】](#)

相談機関	内容	連絡先	受付時間・参考HP等
最寄りの警察署		各都道府県警察本部にお問い合わせください。 都道府県警察本部一覧	各都道府県警察本部にお問い合わせください。 都道府県警察本部一覧
警察相談専用電話	発信地を管轄する各都道府県の警察本部等の総合窓口 に直接つながる。相談者のプライバシーの保護や心情・境遇などに配慮しながら相談に対応。	#9110 (最寄りの警察署でも受付可)	平日 午前8時半～午後5時15分 (各都道府県警察により異なる。) 土日・祝日及び時間外 24時間受付体制の一部の県警を除き、当直または音声案内で対応
女性センター (男女共同参画センター等)	女性に対する暴力を始め、女性が抱えるさまざまな問題に関する情報提供や相談等(施設によって対応内容が異なります。詳細はそれぞれの女性センターにご確認ください。)	詳細はそれぞれの女性センターにお問い合わせください。 女性センター	詳細はそれぞれの女性センターにお問い合わせください。 女性センター
日本司法支援センター(法テラス)	様々な法的トラブルの解決に役立つ適切な法制度や相談窓口を紹介。	(1) 法テラス・サポートダイヤル 0570-078374 (IP電話：03-6745-5600) (2) 多言語情報提供サービス 0570-078377 対象：外国語(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、※タガログ語)を話される方 ※タガログ語は平成29年4月3日から対応開始 (3) 全国の法テラス事務所 (法テラス・サポートダイヤル又はウェブサイト以最寄りの事	(1) 法テラス・サポートダイヤル 平日 午前9時から午後9時まで 土曜日 午前9時から午後5時まで (2) 多言語情報提供サービス 平日 午前9時から午後5時まで (3) 全国の法テラス事務所 平日 午前9時から午後5時まで

		務所を御確認ください) 0570-078374 (IP電話：03-6745-5600)	※受付時間は事務所によつて異なる場合があります。 法テラスホームページ メールによるお問合せは法テラスホームページで24時間受付中
婦人相談所	売春防止法第34条に基づき、各都道府県に設置されており、要保護女子に関する各般の問題について相談や一時保護等を実施。配偶者からの暴力、ストーカー、人身取引等の被害者への支援を対応。	最寄りの自治体にお問合せください。	婦人相談所一覧
児童相談所	児童福祉法第12条に基づき設置され、子どもに関する家庭、その他から、子どもが有する問題等について相談に応じ、必要に応じた措置を行う。	189 ※最寄りの児童相談所につながります。	全国児童相談所一覧
女性の人権ホットライン	女性の人権問題に関する相談窓口。関係機関と連携して被害女性の保護など、被害の救済を図る。	0570-070-810	女性の人権ホットライン 平日 午前8時半～午後5時15分
子どもの人権110番	子どもの人権問題に関する相談窓口。関係機関と連携して被害児童の保護など、被害の救済を図る。	0120-007-110	子どもの人権110番 平日 午前8時半～午後5時15分
総合労働相談コーナー	あらゆる労働問題の相談についてワンストップで対応し、労働関係法令の違反が疑われる場合は行政指導等の権限を持つ担当部署に取り次ぐ。	最寄りの各都道府県労働局、労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーへお問合せください。	総合労働相談コーナー一覧
違法・有害情報相談センター	インターネット上の違法・有害情報に対し適切な対応を促進する目的で、関係者等からの相談をウェブフォームで受け付け、対応に関するアドバイスや関連の情報提供等をメールで行なう相談窓口。(総務省支援事業)	インターネット上の相談フォーム	違法・有害情報相談センター

01 こんな被害が起きています

02 被害にあわないために

ホームへ戻る

[このページの先頭へ](#)



男女共同参画とは

[「男女共同参画社会」って何だろう？](#)

[法律](#)

[基本計画](#)

[男女共同参画に関する予算](#)

[男女共同参画白書](#)

[成果目標・指標](#)

[シンボルマーク](#)

[用語集](#)

主な政策

[女性の活躍促進](#)

[女性の活躍状況の「見える化」](#)

[ポジティブ・アクション](#)

[仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）](#)

[女性に対する暴力の根絶](#)

[男性にとつての男女共同参画](#)

[地方との連携](#)

[災害対応](#)

推進本部・会議等